

団体活動報告書

記載日：令和 7年7月1日

団体登録番号

第 170 号

ふりがな	こうえきしゃだんほうじんいわてひがいしゃしえんせんたー		
団体名	公益社団法人いわて被害者支援センター		
ふりがな	なかや たかはる	ふりがな	たかはし けん
代表者名	中谷 敬明	記載者名	高橋 謙
前年度の活動内容	活動期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日 ・犯罪被害者やその家族、遺族への支援活動の実施 （電話相談、メール相談、付添支援、直接面接や日常生活の支援、自宅訪問、犯罪被害者遺族の会の活動の支援、心理的ケアの活動） ・性犯罪被害者への緊急対応を考えた被害相談など24時間電話体制（はまなすサポート）を実施 ・活動の推進のための広報活動（各市町村との啓発パネル展示、県警とのミニコンサートにおける啓発パネル展など活動の紹介等）の実施		
主な活動日	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの毎週月曜日から金曜日まで そのほか、必要によっては土日の活動		
主な活動場所	いわて被害者支援センター事務所（電話相談や面接等） 岩手県内の支援必要箇所（訪問や各種付添支援等）		
貸ロッカー	利用：有・ ☒ 無 番号：	貸レターケース	利用：有・ ☒ 無 番号：
ボランティア情報	※ボランティアの募集等がございましたら記載ください。（活動内容・場所・日時等） ・月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までの間、当センター事務室において被害者等からの電話相談対応等に従事するボランティアの募集並びにボランティア活動ができる支援活動員を育成する要請口座も開催しておりますので、ご参加願えればと考えています。また、被害者の方は、一人で悩まずに相談していただきたいです。		
他の団体や県民の皆さんへのメッセージ （ご自由にお書きください）	当センターは、岩手県公安委員会からの犯罪被害者等早期援助団体と指定され、犯罪や交通事故の被害者や家族、ご遺族が早期に日常生活を取り戻せるように被害者等の要望を踏まえ、警察署や検察庁、病院や弁護士事務所、裁判などへの付添のほか、心理的ケアの活動（臨床心理士の面談等）を無料で行っているものです。県の被害者支援に特化した条例の制定、そして盛岡市の条例もできたところです。今後の市町村条例が次々と伸びていくことを願っております。		

【留意事項】

※登録団体は、毎年4～6月末日までに前年度の「団体活動報告書」（この様式：県活様式1-9）を提出してください。NPO活動交流センターで閲覧します。

※2年連続して「団体活動報告書」の提出がない団体は、団体登録を抹消します。

※団体登録内容に変更がある場合は、「団体利用登録（変更）申請書（県活様式1-1）」を提出してください。

2022.5改



センター使用欄					
受付者	/	入力者	台： /	DB： /	検索者